

設立趣旨書

1 設立の趣旨

環境問題や健康問題が顕在化している現在、有機農産物への興味と有機農業を始めようとする人たちが増えています。しかしながら、その支援体制は、県内（綾町のみ、町内限定の認証団体がある。）に有機農産物等の認証団体がなく、不十分であるというのが現状です。有機農業を実践することにより、土壌が本来持つべき自然循環の機能が高まり、環境にやさしく持続可能な農業を実践することで、安心安全な農産物・農産加工食品を消費者に提供する環境の醸成がおこなわれます。有機農産物及び有機加工食品の登録認証団体を設立し、自然環境の保全と持続可能な生産技術体系の普及、農業・農村の振興並びに消費者への安全かつ良質な農産物等の供給及び健康的な食生活の定着促進に寄与します。

2 設立に至るまでの経緯

平成30年9月高鍋町・木城町の有機農業の推進を図るために、高鍋・木城有機農業推進協議会が設立され、両町の有機農業の推進を図ってきました。設立以来、生産者向けに講習会や圃場での土づくりの実践等を行ってきましたが、生産者が有機農産物として出荷するためには、有機JASの認証が必要となっています。しかしながら、有機JASの登録認証団体は、県内には、町内事業者のみ認証を行う綾町だけとなっています。そのため、他の市町村の有機実践農家は、他県の認証団体から認証を受けなければならない状況にあり、検査に係る費用や研修の機会の不便等、農家にとって不便な状況となっています。有機農業の普及には、まず農家に負担の少ない体制を構築する必要を認識し、令和3年4月1日に同協議会の中に、認証団体設立準備室を設け、体制の整備を行ってまいりました。協議会の中には、児湯農林振興局やJA児湯も参画をいただき、検討を行ってきたところです。国のみどりの食料システム戦略においても有機農業の拡大を図っており、有機農業に関心が高まる中、県内において有機農業を推進し、環境の保全、安心安全な農産物等を提供する体制を確立していくためには登録認証団体の立上げが必要と判断し、特定非営利活動法人として設立認証の申請を行うものです。

令和4年5月23日

特定非営利活動法人みやざき有機農業協会
設立代表者 桑原初美